

(工事請負契約用)

豊川市公契約条例に関するお知らせ

契約案件名	
履行場所	
履行期間	

この工事は、豊川市公契約条例が適用され、豊川市が定める労働報酬下限額以上の賃金を適用労働者に支払うことが規定されています。また、受注者に雇用される労働者に関する労働環境確認書が市に提出されています。

(1) 適用される労働者

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者には雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らが提供する役務の対価を得るため、事業者との請負の契約により適用となる契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

(2) 適用されない労働者

<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用となる契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用となる契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

(3) 労働報酬下限額

適用労働者に支払われるべき1時間当たりの賃金の下限額を「労働報酬下限額」といいます。

労働報酬下限額	別表のとおり
---------	--------

(4) 申出をする場合の申出先

適用労働者は、労働環境に関する事実について、市長又は事業所に申し出ることができます。なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

	申出先	住所	連絡先
受注者 (請負者)			
下請負者			
発注者	豊川市役所総務部 契約検査課	〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地	0533-89-2178

※受注者・・・公契約を締結する者をいう。

※下請負者・・・下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者、その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者又は受託する者

(工事請負契約用) 別表

□□○○年度 労働報酬下限額

(□□○○年○○月○○日以降に公告その他の申込の誘引を行う公契約について適用)

工事請負契約

(単位：円／1時間当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	○, 〇〇〇	27	普通船員	○, 〇〇〇
02	普通作業員	○, 〇〇〇	28	潜水士	○, 〇〇〇
03	軽作業員	○, 〇〇〇	29	潜水連絡員	○, 〇〇〇
04	造園工	○, 〇〇〇	30	潜水送気員	○, 〇〇〇
05	法面工	○, 〇〇〇	31	山林砂防工	○, 〇〇〇
06	とび工	○, 〇〇〇	32	軌道工	○, 〇〇〇
07	石工	○, 〇〇〇	33	型わく工	○, 〇〇〇
08	ブロック工	○, 〇〇〇	34	大工	○, 〇〇〇
09	電工	○, 〇〇〇	35	左官	○, 〇〇〇
10	鉄筋工	○, 〇〇〇	36	配管工	○, 〇〇〇
11	鉄骨工	○, 〇〇〇	37	はつり工	○, 〇〇〇
12	塗装工	○, 〇〇〇	38	防水工	○, 〇〇〇
13	溶接工	○, 〇〇〇	39	板金工	○, 〇〇〇
14	運転手 (特殊)	○, 〇〇〇	40	タイル工	○, 〇〇〇
15	運転手 (一般)	○, 〇〇〇	41	サッシ工	○, 〇〇〇
16	潜かん工	○, 〇〇〇	42	屋根ふき工	○, 〇〇〇
17	潜かん世話役	○, 〇〇〇	43	内装工	○, 〇〇〇
18	さく岩工	○, 〇〇〇	44	ガラス工	○, 〇〇〇
19	トンネル特殊工	○, 〇〇〇	45	建具工	○, 〇〇〇
20	トンネル作業員	○, 〇〇〇	46	ダクト工	○, 〇〇〇
21	トンネル世話役	○, 〇〇〇	47	保温工	○, 〇〇〇
22	橋りょう特殊工	○, 〇〇〇	48	建築ブロック工	○, 〇〇〇
23	橋りょう塗装工	○, 〇〇〇	49	設備機械工	○, 〇〇〇
24	橋りょう世話役	○, 〇〇〇	50	交通誘導警備員A	○, 〇〇〇
25	土木一般世話役	○, 〇〇〇	51	交通誘導警備員B	○, 〇〇〇
26	高級船員	○, 〇〇〇			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意のもと、見習い、手元等として使用者が判断する者については、〇〇〇円とする。

豊川市公契約条例に関するお知らせ

契約案件名又は協定名	
履行場所	
履行期間	

この業務は、豊川市公契約条例が適用され、豊川市が定める労働報酬下限額以上の賃金を適用労働者に支払うことが規定されています。また、受注者に雇用される労働者に関する労働環境確認書が市に提出されています。

(1) 適用される労働者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事業者には雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等） |
|--|

(2) 適用されない労働者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人 労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等） 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。） 適用となる契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者） 適用となる契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者 |
|---|

(3) 労働報酬下限額

適用労働者に支払われるべき1時間当たりの賃金の下限額を「労働報酬下限額」といいます。

労働報酬下限額	〇〇〇円
---------	------

(4) 申出をする場合の申出先

適用労働者は、労働環境に関する事実について、市長又は事業所に申し出ることができます。なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

申出先		住所	連絡先
受注者 (請負者)			
下請負者等			
発注者	豊川市役所総務部 契約検査課	〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地	0533-89-2178

※受注者・・・公契約を受注した者をいう。

※下請負者等・・・次に掲げる者をいう。

- ①下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者、その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者又は受託する者
- ②受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者